

2014年9月24日

衆議院議長 伊吹文明様
参議院議長 山崎正昭様
各政党・会派御中

国際婦人年連絡会

世話人 山口みつ子
實生 律子
紙谷 雅子

女性の人格を貶める「不規則発言」の再発防止の強化を求める要望書

安倍政権は、「女性が輝く日本」の実現を「成長戦略」のための重要な政策課題とし、女性が活躍する社会を実現するため、さまざまな政策に取り組むと明言しています。女性が輝く社会を実現するには、女性が労働市場に参入できる環境を整備するというだけでなく、男女がともに社会において重要な役割を担い、協同する男女共同参画社会を実現するという意気込みが、国会においても不可欠です。

さる4月、衆議院総務委員会において、発言中の日本維新の会の女性議員に対して、女性としての人格を貶め、人間としての尊厳を傷つける発言が自由民主党の1年生議員からありましたが、発言者の謝罪が公になされないままになっています。日本では女性が十分に活躍できない状況があるという国際的な指摘を裏付ける事態であり、誠に残念でなりません。

国会はすべての国民を代表する国権の最高機関として、今回の不規則発言のような女性の人間としての尊厳を脅かす行為に毅然とした姿勢を示し、女性の人権尊重を率先して実現し、人々の模範となることを期待されています。

私たち国際婦人年連絡会（全国組織35団体）は国連の提唱する「平等・開発・平和」という三つの目標実現に向けて、超党派で1975年の国際婦人年以来、男女平等参画社会を民間の立場から実現するために活動を続けており、その立場から、このような女性の人格を貶め、人権を侵害する発言や行為を二度と起こさないための積極的施策を国会が率先して実施するよう、強く要望いたします。

記

- 1 衆参両院議長は、今後、女性の人格を貶め、人権を侵害する発言をした議員に対しては厳しい制裁を行うこと
- 1 衆参両院および各政党・会派は、女性の人格を貶め、人権を侵害する発言や行為に対する処罰基準を設け、氏名の公表など、再発防止に効果的な手段をすみやかに実施すること
- 1 衆参両院は、各議会召集前に男女共同参画、女性に対するあらゆる差別撤廃条約を初めとする様々な国際人権条約等の研修を実施すること